

- 2 小川地区衛生組合、比企広域市町村圏組合、埼玉県市町村職員退職手当組合、埼玉県市町村消防災害補償組合、埼玉県市町村交通災害共済組合、彩の国さいたま人づくり広域連合については、2村は、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に参加する。

協議第17号 協定項目16 使用料、手数料等の取扱いについて

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り速やかに統合を図る。
- 2 占用料については、原則として合併時に再編する。
- 3 手数料については、2村におけるこれまでの料金改定の経緯や、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統合する。

協議第18号 協定項目17 公共的団体等の取扱いについて

共通の目的を持ち、2村合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の事情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

協議第19号 協定項目18 補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等については、2村における従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、公益性、有効性、公平性の観点から見直しを図り、次の方針により調整する。

- 1 2村で同一あるいは、同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、できるだけ早い機会に統合の方向で調整する。
- 2 2村独自の補助金等については、従来の経緯、実績を尊重し、新町全体の均衡を保つように調整する。
- 3 事業の方向性を考慮し、整理、統合できる補助金等については、各担当課により統合又は廃止の方向で調整する。

協議第20号 協定項目19 字名の取扱いについて

字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。